

第3号様式

(一)

第	号
立 入 検 査 証	
官 氏	職 名
船舶安全法第二十五条の六十一第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
管海官庁	印
年 月 日	発行
年 月 日	限り有効

9センチメートル

6センチメートル

(二)

船舶安全法抜粋	
(立入検査)	
第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
(準用)	
第二十五条の六十八 前節（第二十五条の四十六を除く。）の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。（後段略）	

9センチメートル

6センチメートル

(三)

<p>(準用)</p> <p>第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十四第四項の規定の準用に係る部分に限る。)を除く。)の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。(後段略)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>(第二項から第六項まで略)</p> <p>⑦ 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス (後段略)</p>	6 センチ メートル
9センチメートル	

(四)

<p>第二十九条ノ三 (略)</p> <p>② 前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ</p> <p>③ 前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス (後段略)</p> <p>第二十五条の六十五 第二十五条の六十一第一項(第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	6 センチ メートル
9センチメートル	